

平成28年教育委員会第11回臨時会会議録

開会日時 平成28年12月22日 午前 10時00分
閉会日時 同 上 午前 11時50分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一
同職務代理者 日高 芳一
委 員 杉浦 容子
委 員 塚本 亨
委 員 天宮 久嘉
委 員 大里 豊子

議場出席委員

| | | | |
|-------------|-------|-----------|-------|
| ・教育次長 | 坂井 保義 | ・学校教育担当部長 | 平沢 安正 |
| ・庶務課長 | 杉立 敏也 | ・学校施設課長 | 青木 克史 |
| ・学校施設整備担当課長 | 長南 幸紀 | ・学務課長 | 鈴木 雄祐 |
| ・指導室長 | 中川 久亨 | ・統括指導主事 | 加藤 憲司 |
| ・統括指導主事 | 塩尻 浩 | ・地域教育課長 | 山崎 淳 |
| ・生涯学習課長 | 小曾根 豊 | ・生涯スポーツ課長 | 倉地 儀雄 |
| ・中央図書館長 | 鈴木 誠 | | |

書 記

・企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 日高 芳一 委員 杉浦 容子
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○教育長 おはようございます。

出席委員が定足数に達しておりますので、平成28年教育委員会第11回臨時会を開催いたします。

本日の会議録の署名は、私に加えまして、日高委員と杉浦委員にお願いしたいと思います。それでは、議事に入ります。

本日、議案等はなし。報告事項等が4件、そしてその他3件ということになっております。

それでは報告事項等1「平成28年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の実施結果について」説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは「平成28年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の実施結果について」ご報告させていただきます。

平成28年5月から6月まで実施いたしました本調査でございます。小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象としまして、体力・運動能力調査と、生活・運動習慣等調査を行っております。また学校に対して、各校の取組みに対する質問紙調査も実施しております。資料については、2ページには本年度の調査結果及び今後の対策について。3ページから5ページにかけては、体力・運動能力調査の結果、6ページ・7ページには、生活・運動習慣等調査の結果についてお示ししたものでございます。

それでは2ページ、3ページをご覧ください。

体格及び体力・運動能力調査に関する調査についてです。まず、合計点について申し上げます。3ページの表1注釈にありますように、網掛け部分は東京都の平均を上回った項目であり、男子は小学校1年生から4年生の合計4学年。女子は小学校全学年、全6学年について都の平均を上回りました。4ページの表2、区内における昨年度結果との比較では、小中学校男女とも、全学年において上回る結果となりました。各種目については、握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳びでは、半数以上の学年が東京都の平均を上回りました。一方、持久走及び20メートルシャトルラン・立ち幅跳び・ソフトボール投げ及びハンドボール投げについては、昨年度比は上回る学年が増えておりますが、東京都の平均以上の学年が少なく、全身持久力や跳力・投力に課題がございます。

体格についてです。身長は男子で7学年、女子で6学年が都を上回り、体重についても、男女とも全ての学年で上回っております。現在、「かつしかっ子チャレンジ（体力）」の取組みを推進しており、運動する機会をふやしております。また中学校では、保健体育の授業の中で、補強運動として、体幹を鍛える運動を設定し、基礎的な体力を身につけることを目標として取り組んでおります。今後の改善策といたしましては、児童・生徒が日常的に運動に取り組める

ように、現在行っている「かつしかっ子チャレンジ（体力）」の取組みをさらに推進してまいります。特に課題のある全身持久力・跳力・投力を中心に、休み時間や放課後等を有効に活用し、日常的に運動に取り組む機会をふやし、基礎的な体力を身につけるようにしてまいります。また教員の実技研修会を通して、指導力の向上を図るとともに、運動量を確保した授業改善に今後取り組んでまいります。

次に、生活・運動習慣等調査の実施結果についてです。6ページをご覧ください。

運動が好き・もっと運動をしたいと答える児童・生徒の割合は、学年が上がるにつれ減少しています。1日の運動時間が2時間以上の児童・生徒の割合は、学年が上がるにつれて増加しています。一方、30分未満の児童・生徒もおり、特に女子にその傾向が見られます。朝食を毎日食べる児童・生徒は全学年とも80%を超えていますが、学年が上がるにつれて減少傾向が見られます。テレビの視聴時間や携帯電話等の使用時間が3時間を超える児童・生徒の割合は、小学生は学年が上がるにつれて増加傾向にあります。中学生においては、テレビの視聴時間が、学年が上がるにつれ減少しています。今後の対策としまして、「一校一取組」運動や体育の授業の充実、オリンピック・パラリンピック教育の実施に加え、「かつしかっ子チャレンジ（体力）」の取組みにより、運動の日常化を図り、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培ってまいります。また朝食を食べることや、携帯電話の使用等の生活習慣に関する内容については、何より家庭との連携が欠かせないと考えております。さまざまな機会を通し、理解と協力を求め、改善に向けた取組みを行ってまいります。

地域教育課と連携した早寝・早起き・朝ごはん運動や、ノーテレビ・ノーゲームデーの取組み、さらには携帯電話等については、SNSかつしかっ子ルールなど、適切な使い方のルールを含めた取組みを実施してまいりたいと考えております。

ご報告は以上です。よろしくお願いたします。

○教育長 それでは、ただいまの報告について、何かご質問がありましたらお願いします。

杉浦委員。

○杉浦委員 ご説明ありがとうございます。体重が都平均よりも葛飾区全体が上回っているということです。身長もある程度上回っておりますが、以前にも話しましたが、運動会等に行った際、少し体重が多いのではないかなと思うようなお子さんが多い学校がありました。その辺は、健康面・栄養面に気をつけてご指導いただきたいと思っております。

次に、朝食についてです。早寝・早起き・朝ごはん運動を以前より力を入れて実施しております。しかし80%を超える程度ということがとても気になります。個食等、基本的な生活習慣について家庭での課題もございます。朝食をしっかりと食べて、登校する。

ご家庭に、地域の中に働きかけていかなければと思いましたが、小学生のときに身体の基礎をつくるということです。繰り返しご指導していただきたいと思っております。

次に運動能力でございます。都の平均よりも良いところはございますが、持久走の面がちょっと気になるところでございます。家庭や地域においても、身体を動かすことが少なくなっていると、各委員からお話がございます。体力・体格面でも、乳幼児期から遊びを通して体を動かす、身体を作るということを、今一度、推進していくことが区の課題だと思います。

地域全体で、子どもたちの体力向上のために、働きかけていくということも必要ではないかと思えます。

最後に、テレビと携帯電話の使用時間です。テレビの視聴時間3時間以上が約2割、携帯電話も2割、中学生ですが、これがとても気になるところでございます。

例えば、携帯電話をしながらテレビを見ているとすると、その時間が3時間なのか、それとも、携帯電話を3時間使用して、テレビを3時間見て、6時間もそういった時間を過ごしているのか気になるところです。

○教育長 指導室長。

○指導室長 済みません。その辺の部分につきましては、厳密にはわかりません。ただやはり、中には含まれているかもしれませんけれども、恐らく子どものほうとしては、携帯とテレビがついていた場合は、携帯のほうの時間に重きを置いているのではないかなと考えております。

○教育長 杉浦委員。

○杉浦委員 ネット依存時間というものを調査した結果が新聞に掲載されていました。ある県を例に取り上げて、7.7%の生徒が依存しているというのです。インターネットの利用時間は、4割の生徒が1日4時間以上。そして午前0時以降に使用が集中しているというのです。そうしますと、就寝時間も当然遅くなり短時間になるわけですね。

この依存傾向のある8割の生徒が、結局ストレスとか悩みを抱えているという報告が掲載されておりました。やはり、生活全体に影響してくると思えます。ぜひ本区といたしましてもご指導をよろしくお願いいたします。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 ただいまの、家庭での取組みというお話で、委員からお話をいただきました。朝ごはんにつきましては、私ども早寝・早起き・朝ごはんカレンダーなど、作成・配布をいたしまして、ご家庭での生活習慣の確立に向けて取り組んでいただけるようなツールをご用意しているわけでありますけれども、委員からもお話あったように、やはり統計上のデータを見ますと、1年生から6年生にかけて、「朝ごはんを食べましたか」という問いに対する数値は、学年が上がるごとに低下している状況でございます。

私どもの啓発というか、家庭での取組みの対応・対処といたしましては、幼児用のカレンダーなども作成をいたしまして、各ご家庭に配布しているのですが、やはり小学校に入る前に、幼児期からご家庭で積極的に取り組んでいただいて、こうした朝ごはん、それからテレ

ビの問題を含めまして、家庭教育における子どもの生活習慣の確立、幼少の頃から取り組んでいただくことが、大変重要だと認識しております。決して学校に全て任せるということではなくて、子ども教育委員会といたしましても、今後も、各ご家庭で取組みがなされるようなツールを工夫したり、啓発活動に努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○教育長 杉浦委員。

○杉浦委員 私の子育ての時代は、朝食の時間しか家族が一緒に食卓を囲むことはなかったと思います。ですから朝食の時間を家族で大事にして、朝からしっかり食べていたと記憶しております。今の状況は家族の構成から、時間は確かに厳しいと思います。朝ごはんの大切さを保護者と、地域と、学校と皆で考えて、しっかりと朝食を食べる生活習慣が大切と取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 杉浦委員から貴重なご意見をいただいて、私も全く同感なのですが、やはり気になりますのが、体重の増加の傾向。それから食生活の習慣です。やはり小児生活習慣病への対策としても、低学年のあいだにしっかりした食事、体力のリズムを作ることが大切です。

その根底にはやはり家庭の問題があらうと思います。やはりコミュニケーションの場で、1日のうち、わずかな時間でも重要です。いつもより30分早く起きて、そういうことができればいいかなと考えます。

また、非常に難しいと思うのですが、長時間スマホを使用し、睡眠時間も減っている。やはりこれは社会にとっては大きな負のリスクだと思うのです。体力的なものを考えましても、運動不足にもつながります。肥満傾向の子どもたちがふえているというのは、そのぐらい、はっきり言って怖いリスクがあるのかなと思いましたが、そういったことも根底に入れながら、ただ、保護者の方への注意を喚起しながらというのも、なかなか動機づけも難しいと思うのですね。各ご家庭にも事情があらうと思いますが、社会全体の風潮として、なにかいいきっかけが、地域ぐるみでできるといいと思います。

以上です。

○教育長 体重のことなのですが、去年の体重より下がっているのです。特に小学校の女子は、身長が伸びて体重が落ちているのですね。それで運動能力が上がっている。だからこれはやはり相関が相当あるんだと思います。ですから、やはり肥満というのは運動に影響するということがこの結果からもわかるということですね。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 今教育長がおっしゃったのですが、逆にそれが自己肯定感につながって、学力の面でも自信をもって反映していただくのが、一番収穫が大きいのではないかと思います。褒めるべきものは褒めていただきたいですね。

○教育長 あとはいかがでしょうか。

大里委員。

○大里委員 お2人におっしゃっていただきましたので、蛇足になるかもしれないですけども、体力・運動能力につきましては、多くの項目で都の平均を上回り、昨年度よりも向上しているということですね。これからも継続していくといいと思います。

生活習慣・運動習慣についてなのですけれども、先月秋田県の小中学校を視察させていただきました。小学校で「ご家庭にこれだけというお願いをしていることはありますか」と伺ってみました。そうしましたら、その小学校が割と傾斜のある長い坂の上にあるのですけれども、もし家族が送迎する場合でも、送迎は坂の下までというふうをお願いしています。そうおっしゃっていました。それから、朝起きて朝ごはんをきちんと食べることとおっしゃっていました。そして中学校でも、こちらの中学校もまた結構傾斜のある長い坂の上にあります。自転車通学の話題になった時に、生徒さんも、坂だけは自転車は押して上がるように決まっていますとおっしゃっていました。やはり言うまでもないことなのですが、日々の生活習慣・運動習慣が大切なのかなと、そして家庭の役割が大切なのだなと思いました。家庭への働きかけを続けていくということも大切だと改めて思います。

○教育長 ありがとうございます。よろしいですか。

天宮委員。

○天宮委員 まずテレビの視聴時間に関しましては、中学生になれば、皆で同じテレビ番組、ドラマなりを見て、翌日学校で話をするという形だと思いますし、携帯電話につきましては、これは恐らく中学生が携帯電話というのはスマホになるのでしょうかけれども、多分友達同士での会話であったりゲームであったりということになるのではないかなとは思っているので、制限していくことはなかなか難しいとは思いますが、また、スマホのゲームでも割とクリエイティブなものもあつたりしますので、一概にだめとは言えないところもあります。そのような状況ですから、厳しいとは思いますが、勉強の時間や運動する時間を考えますと、なるべく抑えるような方向に持って行って欲しいと思いますので、お願いいたします。

○教育長 よろしいですか。

それでは報告事項等1を終わります。

続きまして報告事項等2「葛飾区教育委員会と東京理科大学との『坊ちゃんとマドンナちゃんのこどもえほんコーナー』の設置及び絵本の展示について」に移ります。

指導室長。

○指導室長 それでは報告事項等2「葛飾区教育委員会と東京理科大学との『坊ちゃんとマドンナちゃんのこどもえほんコーナー』の設置及び絵本の展示について」ご報告させていただきます。

平成 28 年 3 月 13 日に締結した「葛飾区教育委員会と東京理科大学との連携事業に関する協定書」に基づき、東京理科大学より葛飾区に「こどもえほんコーナー」を設置したいとの提案がございました。そこで東京理科大学葛飾キャンパス内葛飾区科学教育センター「未来わくわく館」内に「こどもえほんコーナー」を整備して、多くの子どもたちや区民等への利用を促すことにより、子どもたちの情操教育・科学啓発に資することを目的とし、覚書を結ぶこととなりました。

提供されました蔵書数は 100 冊でございます。設置期間は 1 月中旬より、平成 30 年 3 月 31 日までとなっております。館内のスペースを考慮し、2 週間ごとに書籍を入れかえながら展示をしていく予定でございます。

説明は以上です。宜しくお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの件について、何かご質問がありましたらお願いします。

杉浦委員。

○杉浦委員 ありがとうございます。葛飾区内に東京理科大学が開設され、多種多様な連携事業が行われることは、本当にうれしく思います。今回子どもに特化した絵本の事業ということで、長く続けていただきたいと思いますが、何点か教えていただけますか。

まず、この本に関しましては貸し出しはできますか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 貸し出しにつきましては実施いたしません。

○杉浦委員 そうしますとその場で読むという形になりますね。絵本ですからそんなに時間はかからないと思いますが、大人も入室できるわけですね。椅子は何脚ぐらい用意されているのですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 「未来わくわく館」を入りましてすぐ左側に図工室があるのですけれども、その一角のコーナーがこの展示場所になってございます。

ですので、図工室の椅子というのも当然その部屋のスペース分ございますし、椅子の数は 6 ～ 70 くらい、ちょっと正確な椅子の数まで把握してございませんけれども、恐らくその位になるかと思っております。

○杉浦委員 ありがとうございます。ではそのスペースを使用できるということですね。もちろん、大人も利用させていただくわけですので、多くの区民に利用していただきたいと思えます。特化した事業なのですけれども、100 冊の絵本は、葛飾区の図書館にも常時ある本なのですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 済みません。区内公立図書館にあるかどうかというのは、そこまで調べてござい

ません。ただ、これはあくまでも東京理科大のほうからぜひ区内の子どもたち、それから科学に関心を持つ子どもたちをぜひ育てたいという思いが詰まった本の展示でございますので、その辺の部分はもしかしたら公立の図書館とかぶっているものかもしれません。

○教育長 杉浦委員。

○杉浦委員 かぶっていてももちろんいいのですが、東京理科大が、子どもたちの情操教育、科学啓発に資する目的として、心からの思いで選定、提供してくださるわけですので、きっと子どもたちが興味を持ってくれるような本であると想像しています。今後、各学校の図書館に蔵書として購入したほうが良いというものがあれば、ぜひ揃えていただきたいと思いますというお願いです。

○教育長 そのほか。大里委員。

○大里委員 私も以前、東京理科大学の見学の機会がありまして、藤嶋学長のお話を聞くことがありました。藤嶋学長は子ども向けの理科の絵本の図書館を開いたりされていて、とても子どものことを考えてらっしゃる方だと思います。今回のこの取組みも非常にいいと思いました。

貸し出しはしないということですので、理科の絵本を紹介するという位置づけで、こちらで見た本を子どもたちが再度、学校や区内の図書館で借りたり、買ってもらったりするきっかけになればいいのかなと思います。学校図書館・区内図書館にもぜひ所蔵をしてくださるようお願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 嬉しいですね、こういう機会を作っていただいて。特に先ほど室長もお話のように、子どもたちの情操教育とか、あるいは科学啓発に資するためにこれをやっていくのだという、その目的が非常に見えているのではないかと思います。こういう機会を大いに活用してもらいたいですけれども、これは各学校現場には、小学生には特にどのように周知されるのですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 実際に展示が始まりますのが、1月になってからということでございますので、「広報かつしか」等でもお知らせはいたしますけれども、後ろにつけました蔵書一覧を各学校にも、校長会・副校長会を通して周知したいと考えてございます。

○教育長 日高委員。

○日高委員 ありがとうございます。素晴らしい取組みです。大学との連携は、やはりこういうところでやったほうがいいですね。特性を生かして、しかも科学に特化するようなかたちの絵本。子どもたちはきっと興味関心を持って、ここに読みに行くのではないかなと思いますので、大いに各学校にも周知をいただいて、そして子どもたちが1人でも多く参加いただけると

ありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

続きまして報告事項等3「区指定史跡『飯塚の富士塚』の文化財指定解除の予定について」説明をお願いします。

生涯学習課長。

○**生涯学習課長** それでは報告事項等3「区指定史跡『飯塚の富士塚』の文化財指定解除の予定について」ご報告させていただきます。資料をご覧ください。

南水元二丁目にごございます飯塚の富士塚ですけれども、6月の本議会で文化財の価値について諮問等お示しさせていただいたところですが、その辺も踏まえまして、その後の事務の流れと申しますか、今後の方針が決まりましたのでご報告するものでございます。

資料1でございます。経過と現状でございます。南水元都市区画整備事業、それから中川左岸堤防改修工事のため、現状変更が必要となりました飯塚の富士塚ですけれども、もともとあった位置から北東方面の神社敷地内で約12メートル移設して、現状の復帰に努めるということで、平成25年3月8日付けで現状変更を許可しておりました。

しかしながら、変更後二度にわたって完了予定日が延長され、平成27年度7月31日を延期後の現状変更の完了予定日としておりましたけれども、平成27年3月の途中から、施工上のトラブルということで工事が中断していたという状況がございました。

しかしながら、現状変更申請者からは特段相談ですとか、新たな延期の届出等もなかったという状況のため、教育委員会といたしましては、文化財保護条例の規定に基づいて、現状変更工事に係る計画等の報告につきまして、平成27年7月、それから10月、それから年が明けた28年2月の三度にわたりまして、工事の再開時期ですとか、現状変更に係る具体的な考え方について報告を求めましたけれども、未定、もしくは回答できないという報告しかなかったという状況がございました。

そのため、教育委員会としましては、完了予定日を大幅に超過して、今後の見通しも立たないということで、先ほど申し上げましたとおり、当該文化財の指定継続の可否判断の必要があるということで、本年6月14日の本委員会で、諮問についてお諮りをして、文化財保護審議会に諮問したという状況がございます。

その諮問を受けまして、文化財保護審議会では、1枚めくっていただいて、2枚目の資料1でございますけれども、7月11日付けで答申が出ております。段落で言いますと一番最後の段落とその手前の段落です。「しかし、」以降でございますけれども、所在するはずの場所に、指定理由を継承する物が存在していないということを確認している。したがって区指定史跡「飯塚の富士塚」は滅失したという判断をしております。対象物が滅失したために、文化財としての価値判断は当然できるものではないという答申をいただいたという状況がございます。

その後、区のほうでの所管ですとか、顧問弁護士などと事務的な確認を行ってきました結果、三度目、2月の現状変更した変更申請者からの報告から一定の時間が経過してしまったために、顧問弁護士の先生からも、もう一回最後の現状の確認をしたほうがいいとのアドバイスをいただきまして、改めて28年9月に同様の趣旨で直近の状況報告を求めたということがございます。

しかしながら、10月になってですけれども、前回、過去3回と同様に、未定であると、回答できないという答えしか返ってこなかったという状況がございます。結果としまして、7月に6月・7月で文化財保護審議会に諮問答申をした状況と変わっていないという状況が継続しておりまして、もともとこの指定史跡があるべき場所には、盛り土途中のままの小高い山状のものがあるという状況は変わっていないということで、文化財としての価値を有した「飯塚の富士塚」があったことをうかがい知れる状況ではないというのが現状だということがございます。

めくっていただいた裏面でございます。そうした状況を踏まえまして、この教育委員会の考え方でございますけれども、文化財保護審議会の答申は先ほど申し上げましたように「滅失した」ということで、文化財としての富士塚は滅失したという判断がございまして、文化財保護条例の規定に基づきまして、指定文化財としての価値を失った場合、その他特別の事由がある場合に該当するだろうと。したがって、その規定に基づきまして、指定を解除することが妥当であると考えられるという状況でございます。

ただ、この指定の解除、登録の解除につきましては、いわゆる不利益処分にあたりますので、葛飾区の行政手続条例の規定に基づきまして、文化財指定解除の予定と、それに伴います弁明の機会を与えなければいけないという規定がございますので、資料の3枚目、さらに1枚めくっていただいた資料2の表側でございますけれども、こうした形で、こういう処分をする予定です。弁明があれば電話してくださいということで、通知をしようと思っています。

この委員会での報告が終わった後、速やかに相手方に配達等で通知したいと考えております。一定の期間を設けなければいけないということで、1月末を弁明書の提出期限ということでさせていただきたいと考えております。

それに伴います今後の予定でございますけれども、1月末に弁明書が出てくるか、出てこないかによって、若干対応が変わりますけれども、いずれにしましても、また2月の頭になりますけれども、文化財保護審議会にその辺の状況の報告をして、弁明があれば、その内容についても一度詳細に検討する。なければいけないで、特段の理由はないだろうということがございますので、それを踏まえまして、文化財保護審議会としての考え方を一回整理する。それを踏まえまして、また、文化財の登録、指定、あるいはそれぞれの解除のときには、文化財保護審議会の諮問答申の手続きがあると、区の文化財保護条例に規定がございますので、その辺の状況を受けまして、多分2月の教育委員会、どちらかは定かではありませんけれども、そこでまた文

化財保護審議会に、今度は指定の解除について、諮問していただくという状況になろうかと思
います。

それを受けまして、再度文化財保護審議会で審議をしまして、3月に答申をいただきまして、
3月の教育委員会で議案として指定の解除を決定するといった流れで対応していきたいと思っ
ているところでございます。

その処分に関して、審査請求は3カ月間は原則可能でございますので、いわゆる昔の不服申
立ての部分でございますけれども、それが出てくる可能性はありますけれども、その辺の理
論構築をもう一回確認をして備えたいと思っているところでございます。

前の6月のときにも申し上げましたけれども、人的な理由でこういう文化財が失われてしま
うのは残念なのですけれども、現状を放置していくわけにはいかないということで、やむを得
ない処置だと思っているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○教育長 それではただいまの件について、ご質問ご意見ありましたらお願いします。

塚本委員。

○塚本委員 課長のほうからご説明、それから今までの数度の教育委員会、あるいは文化財指
定の範囲の中でも何回かのキャッチボールされております。非常に残念ではございますけれど
も、やはりそこまでまめな最終的な弁明の機会が得られるのであれば、やはりやむを得ずかな
という判断をいたしました。

今、葛飾区自体が柴又地区にしても、いろいろな意味で街おこしをしたいというふるさと創
生の機運がございますので、若干そういった部分では残念なのですが、やはり相手があつての
ことですから、弁明の機会を与えても遅々として進まないということであれば、いつまでも放
置はできないかなという感想を持ちました。以上です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

杉浦委員。

○杉浦委員 葛飾区の指定史跡ということで、解除は初めてのことだとお話ございました。
これは明治12年に築造され、当時の景観をよく残し、富士信仰の様子をうかがわせるに足る、
保存も良好で、富士塚として貴重であり、指定して現状のまま長く保存を図る必要があるとい
うことでスタートし、そして認定したわけでございます。

私は今回、区として丁寧に、誠実に対応して、ここまで来たと思っております。今回、弁明
の機会も付与するというので、教育委員会の所管課でやっていることに私は納得しておりま
すので、大変だと思いますが、このまま丁寧に対応していただきたいと思えます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

大里委員。

○大里委員 非常に残念ではありますが、経過がよくわかりましたので、しかるべく対応をお願いしたいと思います。

○教育長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

天宮委員。

○天宮委員 弁明書の期限が1月31日ということなのですけれども、これで弁明がなければ、もう、いたし方ないことなのではないかと思っております。

○教育長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは報告事項等3を終わります。

引き続きまして報告事項等4「私学事業団総合運動場の活用について」説明をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは報告事項等4「私学事業団総合運動場の活用について」ご報告いたします。

「1 経緯」でございます。私学事業団総合運動場につきましては、平成9年3月に、土地所有者日本国有鉄道清算事業団、それと私立学校教職員共済組合、現在の私学事業団と葛飾区の3者による土地と施設の利用に関する覚書を締結しております。この覚書に基づき、かねてより、私学事業団と区で協議を進めてまいりました私学事業団総合運動場の区民利用に関し、協定を、平成28年11月10日締結にいたしました。

この協定に基づき、今年度の区民利用の取組みといたしまして、葛飾区テニス協会と協働し、成人向け及びジュニア向けのテニス教室を開催実施するものでございます。

まず、「私学事業団総合運動場の施設の区民利用に関する協定」の協定内容等につきましては、概要は記載のとおりでございます。利用条件といたしましては、体育・レクリエーションを目的とした区主催及び共催事業での利用となります。

利用施設につきましては、クラブハウス、軟式野球場、陸上競技場、テニスコート等の施設を利用することができます。

利用時間につきましては、午前9時から午後9時までとなります。次に施設の利用につきましては、区が提示する事業計画書に基づき、私学事業団と区が協議を行い、利用内容を確定し、年度ごとに利用施設と日程につきまして確認書を取り交わすこととしております。また費用負担につきましては、施設利用料につきましては無償ではございますが、利用施設の維持管理に必要な費用を支払うこととしてございます。

協定書写しにつきましては、別添として添付をさせていただいております。申し訳ございませんが、裏面2ページをご覧ください。

3、今年度の「活用内容」でございます。硬式テニス体験教室といたしまして、成人コースとジュニアコースを実施するものでございます。成人向けといたしましては、区内在住・在勤・

在学の20歳以上の方を対象に、平成29年2月25日、3月4日、3月11日の各土曜日3日間、午前10時からの2時間で開催をいたします。定員は15名で、参加費用は1人4,000円でございます。ジュニア向けといたしましては、区内在住・在学の小学校3年生から6年生の児童を対象に、平成29年3月21日火曜日、22日水曜日、24日金曜日の3日間、午前10時から2時間で開催いたします。こちらの定員につきましては20名で参加費用は1人4,000円でございます。

次に先ほどご説明いたしました、利用施設の維持管理に必要な費用でございますが、表にお示しさせていただいておりますとおりでございまして、2時間利用の維持管理といたしまして、テニスコートは平日は5,430円、土日祝日が8,140円、野球場では平日が9,060円、土日祝日が13,590円、陸上競技場では平日が12,680円、土日祝日が19,020円、クラブハウスの会議室では平日が3,620円、土日祝日が5,430円となっております。

これらの維持管理費用につきましては、2年ごとに改定をすることとしてございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 それではただいまの報告について、何かご質問ありましたらお願いします。

大里委員。

○大里委員 家が西新小岩なのですが、こちらの運動場に入ったことはありません。お子さんが私立高校に通っていて、サッカー一部に入っている方は、サッカー部で試合をしたことがあり、応援に行ったことがあると言っていました。区民が利用できるようになったということは素晴らしいことだと思います。

ちなみに今回の教室は3日間で4,000円ということですが、ちょっと費用的には高い印象もあり、日数も定員もちょっと少な目ですけれども、とりあえずここからスタートするということになるのかなと思います。

○教育長 よろしいですか。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 今ご指摘がありましたように、ちょっと教室の料金としては若干高目の設定にはなっております。それから定員数が少ないのも、3日間通してこの15人ないし20人に行うのですが、1枠の2時間しか確保できていないということで、利用人数については若干少な目の設定とさせていただいております。

○教育長 大里委員。

○大里委員 今後少しずつ増えていくといいと思います。この募集は広報誌に掲載するのですか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 区のホームページのほうに掲載をさせていただいております。確か広

報誌にも掲載する予定になっていると聞いております。

○大里委員 わかりました。ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

杉浦委員。

○杉浦委員 待ちに待ったと言いますか、平成9年頃、私学事業団と当時の日本国鉄清算事業団、葛飾区においての覚書を締結したという記憶があります。すでに葛飾区民が使用しているのかと思っていたのですが、11月10日に締結したということですね。遅かりしだと思いますが、良かったと思います。すでに20年近く経っているわけですので、クラブハウスをはじめ、リフォームはしていると思いますが、それなりの施設になっているのかと思います。

ただ、今、オリンピックを前にして、葛飾区民もスポーツに対し、関心を持っておりまして、体力向上という意味では、新小岩地域の、交通も便利な所ですので、運動場が活用できるということは、区民サービスとして、良かったと思います。

どうか有益に、多くの区民の体力向上にぜひ活用していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょう。

日高委員。

○日高委員 場所を教えてくださいたいのです。小岩と新小岩との間に見えたのですが、ちょうど秋葉原に向かって右手のほう。ナイターができるような施設がありましたが、場所だけ教えていただけるとありがたいです。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 日高委員おっしゃったとおりの場所になります。新小岩駅の東北広場から小岩の方面に向かっていきますと私学事業団の総合運動場がございます。道で言いますと、蔵前通りからちょっと入ったところになります。小松橋の上から、施設がよく見えると思います。

○日高委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほか。

天宮委員。

○天宮委員 これはいいことですね。僕はあそこに施設があると知ってはいましたが、区民が利用している話はあまり聞いたことがありませんでした。今回、使えるようになったというのは当然区民としてはありがたいので、より利用しやすくしていただきたいと思います。

○教育長 大里委員。

○大里委員 今、日高委員から言われて気づいたのですけれど、意外と区民に知られていないかもしれませんね。そう思いました。

○教育長 そのほかにかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 今課長のほうからご説明いただいて、テニス教室、ジュニアもそうなのですが、対象人数で非常に今の幅は狭いかなと思います。広報活動に努めて、各委員がおっしゃいましたように、まずは私学事業団と共催の絡みですけれども、協定を締結しているのであれば、もっと逆に区民の声を後押しするようなムードをつくって、より区民の多くの方が生涯を通してスポーツにいそしむ場所に、これから活用していくようにぜひお願いしたいと思います。難しいのは重々わかっていますけれども。

○教育長 そのほかにかがでしょうか。よろしいですか。

○教育長 杉浦委員。

○杉浦委員 「キャッチボールをする公園がない」という子どもたちの意見をよく耳にすることがあります。ぜひこちらで、休日だけでも、親子に開放できるような事業も考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長 持ち主が私学事業団なので、非常に難しい問題があると思うのですが、そういうことも探れたら探っていくと。

そのほかにかがでしょうか。それでは報告事項等4を終わります。

報告事項等が終わりましたので、ここで何かご質問等ございますか。よろしいですか。

では、引き続き「その他」に移ります。

庶務課長お願いします。

○庶務課長 それでは「その他」について説明させていただきます。

まず1の資料配付3件でございます。

(1)の「1月行事予定表」を1枚お配りさせていただいてございます。

次に(2)「かつしか区民大学まなびぶらす」20号を配らせていただいております。こちらの内容については、3月5日に実施されます特別講演会の内容ですとか、あるいは「区民運営委員会だより」等が掲載されてございます。

続きまして(3)「とうきょうの地域教育」126号でございます。こちらは地域学校の協働活動について特集されている内容でございます。

続きまして裏面をご覧ください。2の「出席依頼」につきましては今回はございません。3の次回以降の教育委員会の予定については記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 それではこれもちまして、平成28年教育委員会第11回臨時会を閉会といたします。

閉会時刻 11時50分